

議案第5号 令和4年度特別会計後期高齢者医療事業費予算

市民交流部市民生活室医療助成課

令和4・5年度における保険料率の改定について

後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、2年ごとに保険料率を見直すこととされており、令和4年度は7回目の改定となります。

前回の改定(令和2年度)に比べ、賦課限度額及び後期高齢者負担率は引き上げとなりますが、保険料率については令和3年度末の給付費準備基金残高200.6億円を活用することにより、引き下げとなります。

※ 令和4年2月14日 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会にて可決

1 保険料率の改定

	改定	現行	差引
均等割額	50,147円	51,371円	△1,224円
所得割率	10.28%	10.49%	△0.21ポイント

※被保険者一人当たりの平均年額保険料

	改定	現行	差引	伸び率
年額	83,517円	86,924円	△3,407円	△3.92%

2 賦課限度額の改定

現行の保険料賦課限度額は、今般の改正により現行64万円から66万円となりました。

※ 令和4年1月19日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令改正

	改定	現行	差引
賦課限度額	66万円	64万円	+2万円

3 後期高齢者負担率の改定

医療給付費は、公費で約5割、現役世代からの支援（現役世代の保険料）で約4割、高齢者からの保険料で約1割をまかなうこととなっています。今般の改正では、令和4・5年度の後期高齢者負担率が11.72%となりました。

※ 令和4年1月19日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令改正

参考：過去の後期高齢者負担率の推移

H20・21年	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度	30・31年度	R2・3年度
10.00%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%	11.41%